

# 令和5年度食と生活を支える水循環システム保全活動促進事業取組拡大業務仕様書（案）

## 1 目的

本業務は、多様な活動主体による「水循環システム」の保全に向けた取組を推進するため、県民の生活を送る上で身近な「水循環システム」に興味・関心を高めながら、保全に向けた取組を実践し、県民理解を深めていくことを目的とする。

「水循環システム」の保全とは、安心・安全な農林水産物を持続的に生産していくために重要な水資源が維持されるよう、山・川・海をつなぐ水の流れを一体的に捉え、環境を保全する取組を指す。

## 2 業務内容

水循環システムの普及啓発企画を募集し、優秀提案として採択された取組を実施する。

項目	内容
テーマ	<p>応募団体や県民の理解促進に資するとともに、SDGs の観点を組み合わせた多様な団体による取組（地域住民参加型の取組を実施）</p> <p>（取組イメージ） ～あくまで一例であり、以下の取組以外の内容で構わない～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>ウォーキングツアーによる自然環境教育講座の開催</b> 森林、河川、海岸地域などを周遊するウォーキングツアーの開催を通じて、山・川・海の各分野を包括している水循環システムの重要性について、参加者が学習する。</li><li>・ <b>ゴミ拾いイベントの開催</b> 地域の環境美化と併せて、特に水循環システムの関連区域において（登山道、農業用水路、農村公園、河川地域、海岸地域）、ゴミ拾いイベントを通じて、水循環システムの保全に寄与する。</li><li>・ <b>水の大切さを学ぶ親子体験ワークショップの開催</b> 小学生やその保護者を対象に、水循環システムと関連する手作業を伴う体験教室（ワークショップ）を開催し、理解促進する。</li><li>・ <b>農林水産業に係る先端技術の普及研修会やイベントの開催</b> 農林水産業において、水循環システムと関連がある先端技術の普及や事例紹介等に係る研修会、イベントなどを開催することで、普及啓発を図るもの。</li></ul>
実施時期	契約締結日から令和5年10月31日までの間で企画内容に適する時期

## 3 留意事項

- ア 県民等による「水循環システム」の普及啓発に資する内容であること。
- イ 集合から解散までを1日以内で実施できる内容とし、同様の内容を複数回実施してもよいが、全ての内容で仕様書の内容を満たすこと。
- ウ 参加者及び受託者の安全確保が図られていること。
- エ 他の補助金や助成金等を受けて実施する事業ではないこと。
- オ SDGs で掲げる17の目標のうち、3つ以上に該当する取組であることを活動の中で

普及啓発すること。

カ 活動内容について、2種類以上の SNS を活用して情報発信すること。

キ 主たる取組については、県が県政記者会を通じて報道機関へ情報提供することとし、受託者は取材対応ができるように配慮すること。

#### 4 委託業務の期間

契約締結日から令和5年11月30日までとする。

#### 5 実績報告書

ア 受託者は、事業が完了した日から30日以内又は令和5年11月30日のいずれか早い日までに事業の実施概要を記録した実績報告書を県に1部提出し、その検査を受けること。検査の合格をもって本業務の完了とする。

イ 前項の実績報告書には、事業の実施年月日、内容、参加人数、写真等の事業実施状況が確認できる記録及び参加者の反応、事業実施による成果や課題等を含めること。

#### 6 委託業務の上限額

1 提案30万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

#### 7 委託業務の対象経費

対象経費は、取組の実施に要する経費（人件費、謝金、交通費、使用料及び賃借料、消耗品費、役務費等）とする。ただし、備品購入費や施設整備等のハード事業に係る経費、経常的な運営費、その他事業との関連性が認められない経費については対象外とする。

なお、取組に係る広報は、県が協力する。